

西九州大学研究費不正使用防止規程

(平成19年11月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、西九州大学（以下「本学」という。）における競争的資金等及び本学に配分された研究費（以下「研究費」という。）に関し、不正使用の防止について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「教育職員」とは、学校法人永原学園教職員就業規則（昭和50年2月15日制定）第3条に定める者をいう。

(教育職員の責務)

第3条 教育職員は、個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金等によるものであり、本学による管理が必要であるという原則とその精神を認識しなければならない。

(最高管理責任者)

第4条 本学に、研究費の運営・管理についての最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、次条第1項に定める統括管理責任者及び第6条第1項に定めるコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費の運営・管理が行えるよう、適切に指導力を発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 本学に、研究費の統括管理責任者を置き、事務局長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、西九州大学における研究費の管理・監査に関する基本方針（平成28年6月9日学長裁定）に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 本学に、研究費の部局等における責任者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）を置き、各学部長、学環長及び研究科長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。2) 不正防止を図るため、部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。3) 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等を監視・把握し、必要に応じて改善を指導する。

(コンプライアンス推進副責任者)

第7条 本学に、コンプライアンス推進責任者を補佐する者としてコンプライアンス推進副責任者を置き、各学部学科長及び研究科専攻長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示に基づき、担

当する部局等において不正防止に関する業務を遂行する。

(教育職員の意識向上)

第8条 最高管理責任者は、教育職員に対して、研究費の不正使用の防止について意識向上を図るため、研修その他の必要な措置を講じるものとする。

(不正防止計画の策定)

第9条 統括管理責任者は、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止に対応する不正防止計画を策定するものとする。

(研究費不正防止計画推進委員会の設置)

第10条 最高管理責任者は、不正防止計画を推進するため、研究費不正防止計画推進委員会を設置するものとする。

2 前項の研究費不正防止計画推進委員会は、本学全体の実態を把握・検証し、総務課及び関係部署等と連携して、不正発生要因に対する改善策を講ずるものとする。

(窓口の設置)

第11条 最高管理責任者は、研究費の不正使用に関し、本学内外からの通報及び相談を受ける窓口を設置するものとする。

(不正防止の取組の公表)

第12条 最高管理責任者は、研究費の不正への取組に関する本学の方針等を具体的に策定し、意思決定手続「研究費不正防止計画運用ガイドライン」を外部に公表するものとする。

(監視体制)

第13条 最高管理責任者は、研究費の適正な管理・運営のため監視体制を整備するものとする。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月24日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年6月16日から施行する。

附 則 (令和6年2月29日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。